

# Child Abuse

## 子育ては誰かを頼ることも必要

児童虐待の相談件数は年々増加  
子育てに悩んだら専門機関へ相談



市要保護児童対策協議会 会長 廣末哲夫さん

子どもの生活環境を守る

「市内には、虐待が原因で家庭で安心して生活できない子どもたちがいます。言葉や身体的暴力を受けている状況を聞くと、心が痛みます」  
中学校教諭・教頭、小学校校長を歴任し、長年子どもたちに寄り添ってきた廣末さんの。市要保護児童対策協議会の会長を務めています。

同協議会では、虐待の疑いがあったり、子育てが難しい状況にある家庭について支援策を検討。子どもたちが安全に成長できる環境を守る役割を担っています。市が調整役となり、県川西子ども家庭センター（児童相談所）や学校、医療機関、警察などが連携。情報を共有しています。

「関係機関で話し合っても、解決策を見つけ出すことは難しい。解決の糸口を見つけるため対応が長期化する事例も多く、悩むこともあります」  
同センターと市への児童虐待に関する相談件数は年々増加。昨年は市内から100件以上の新規相談がありました。相談窓口が周知されたことも理由の一つですが、家庭

環境の複雑化などが原因だと考えられると廣末さん。  
「家庭で子育てが難しい場合は、一時的に子どもを保護することも必要です」

家庭に近い生活環境が必要

昨年6月に大幅改定された「児童福祉法」。親や周囲のおとななどが子どもの健全な成長を支える必要性が、明確化されました。その柱が家庭養護の推進です。家庭養護とは、里親など家庭環境に近い少人数で子どもを育てること。一般家庭に近い体験ができ、子どもの生活が落ち着きやすいといわれています。里親だけでなく、5・6人を一般家庭で預かるファミリーホームなどを利用できる環境づくりが進められています。  
「施設で暮らす子どもを週末だけ預かる里親もいます。子育てに悩む親のピンチヒッターになっていただけます」と廣末さんは話します。

子育てを支える相談窓口

「子育てで悩む親は孤立しがちです。誰にも相談できず、子どもを傷つけてしまうこともあります」

相談したい！虐待かも？  
専門機関の窓口はここです

家庭児童相談室  
(子育て・家庭支援課内)  
☎(740)1179  
児童相談所全国共通ダイヤル  
☎189

子育て・家庭支援課では、家庭相談員が子育て相談を受け付け。通所施設やショートステイなどの紹介、不安を解消するアドバイスなどで子育てをサポートします。  
「子育てに悩んで子どもに当たってしまう親。家庭外で人間関係がうまく築けず、家にこもってしまう子どもたち。双方を助ける方法は、親が誰かに相談をすることで。市役所や県川西子ども家庭センターは匿名でも相談できますし、利用してください」  
子どもたちを守るには、地域の力も必要と廣末さん。  
「近所で出会う子どもの異変に気付いてください。結果的に勘違いでもいいんです。相談機関に連絡することが、子どもたちを守ることに繋がります」



## 里芋のサラダ

梅干しと大葉でさっぱり和風ポテトサラダ

人権啓発シリーズ  
生きる 人権推進室 ☎(740)1150

## 日本国憲法の基本的人権と差別撤廃

基本的人権を保障し  
差別を撤廃するための重要な法的根拠

日本における最高法規である日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、翌年の5月3日に施行されました。この日本国憲法は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」という三大要素によって特徴付けられ、これを固く守ることを国に課しています。基本的人権については、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と述べられています。また第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と述べられたように、個人としてのプライバシーや人格権が尊重されています。そして第14条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と述べられたように、法の下での平等と差別されない権利が定められました。この第14条は、日本におけるさまざまな差別を撤廃するための重要な法的根拠となっています。また第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と述べられたように、生存権と国の義務が定められました。

基本的人権を保障してさまざまな差別を撤廃し、個人の尊厳と生活を保障することこそ、日本国憲法の本質と言えるでしょう。  
(大阪人権博物館 館長 朝治武)

おとな子どもも  
食と育つ 保健センター ☎(758)4721

レシピ 川西・猪名川地域活動栄養士協議会

- 材料 4人分  
サト芋 ..... 400g  
梅干し ..... 中4個  
かつお節 ..... 2g (小袋1)  
しょうゆ ..... 大さじ1  
ゴマ ..... 大さじ1  
ネギ ..... 少々  
大葉 ..... 3~4枚  
熱量 (おとな1人分) : 66kcal、塩分 : 1.9g

- 作り方  
①サト芋を洗って蒸し、冷めたら皮をむいて軽くつぶす。  
②梅干しは種を取り除き、叩いてつぶす。  
③①②をかつお節、しょうゆとあえる。  
④③を盛り付け、ゴマと輪切りにしたネギ、千切りにした大葉をのせる。

ひとことメモ  
サト芋は、電子レンジでも調理できます。マッシャーやフォークでつぶせる軟らかさになるまで加熱してください。

消費生活センターだより 消費生活センター ☎(740)1167

## 海外マルチ事業者とのトラブル

SNSの「稼げる」という書き込みに注意  
安易に契約するのはやめましょう

SNSに「ママは今日も稼いでいます」と投稿があるのを見て、電話した。投稿者は小さな子どもがいる主婦で、「SNSに投稿して稼いでいる。投稿を見て連絡してきた人を会員に加えると、海外の会社から報酬がもらえる」と言われた。会員の主婦数人とスマホのテレビ電話で話をした。「会員登録に22万円必要だが、連絡してきた人が会員になったら2万円、2人だと6万円、獲得した会員が新たに会員を増やすとまた報酬がもらえる」と言われた。  
育休中で少しでも稼ぎたいと思い、海外の会社のホームページから会員契約をした。登録料をクレジットカードで払ったが、夫に詐欺じゃないかと言われた。やめたい。(20歳代 女性)

この契約はマルチ取引と呼ばれるものです。人を紹介することで簡単にもうかるかと勧誘されますが、多くの人は最初に支払ったお金を取り戻すことが難しい取引です。

相談者の場合は、特定商取引法の連鎖販売取引にあたりと考えられましたので、クーリング・オフ(契約解除)を主張しました。ところが事業者から、事業者がある外国の法律で運営しているので、クーリング・オフはできないと回答がありました。現在、カード会社に協力を求めているところです。

SNSで知り合った人から「いい話がある」「簡単にもうかる」と言われて、マルチ取引や出会い系サイトに誘導されたり、高額な情報教材を契約させられてしまったという相談もあります。簡単にもうかる話はありません。安易に契約するのはやめましょう。